

小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク使用規程

平成 25 年 3 月 6 日

1 趣旨

この規程は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項第 1 号に規定する認定事業者等（以下「認定事業者等」という。）または使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村（その委託先を含む。）が、小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク（以下「マーク」という。）を使用するに際して必要な事項を定めるものである。

2 管理事務

マークの権利（商標登録出願中。出願番号：商願 2013-9379 号）は環境省が保有し、管理事務は環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室に設置した「小型家電の再資源化に関するロゴマーク運営事務局」（以下「運営事務局」という。）が行う。

3 禁止事項

マークを使用する者は、8（1）～（11）に定める事項に抵触してはならない。

4 使用手続等

（1）日本国政府が使用する場合及び運営事務局の了解の下で制度の広報・報道を目的に使用する場合はマークの使用に関する手続を要しない。

（2）マークを使用しようとする者は、4（1）に該当する場合を除き、使用の 10 日前（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに運営事務局あてにマーク使用申請書（別紙書式 1）を提出し承諾を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

申請した内容を変更する場合には、変更の 10 日前（行政機関の休日を除く。）までに運営事務局あてにマーク使用変更申請書（別紙書式 2）を提出し承諾を受けなければならない。

5 マーク使用者の責務等

マーク使用者は、その意思に基づきマークを使用するものであり、信義に従い、誠実に本規程を遵守しなければならない。なお、環境省はマークの使用に伴って生じる一切の事項（6 における使用改善要求、7 における取消しに伴うものを含む。）に対する責任を負わないものとする。

6 マークの使用改善の要求

マークを使用する者が、8（1）～（11）に定める事項に抵触している場合には、環境省は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。

7 マークの使用承認の取消し

マークを使用する者が、6に定めるマークの使用改善の要求に従わない場合には、環境省は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。

8 マークの使用に関する禁止事項

マークについて、次に掲げる使用を禁止する。

- (1) 別添「小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク ご利用マニュアル」に反する使用。
- (2) 法令や公序良俗に反する使用。
- (3) 認定事業者が法第11条第4項に基づき認定が取り消された場合における使用。
- (4) 小型家電認定事業者マークについて、当該認定に係る再資源化事業計画に記載されていない者による使用。
- (5) 市町村が法第5条第1項に規定する認定事業者及び再資源化を適正に実施し得る者以外に引き渡す場合における使用。
- (6) 特定の団体や個人等を誹謗中傷することとなる使用。
- (7) 使用者がマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益及び収益等を受けることとなる使用。
- (8) 募金活動と結びつけての使用。
- (9) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての使用。
- (10) 届出書や申請書に虚偽の情報を含んでいた場合における使用。
- (11) その他、本規程の定めに適合しない使用。

9 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長が別に定める。

附則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

<別添>

「小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク ご利用マニュアル」

<送付先>

申請書は、所定の様式に必要事項を記入の上、以下に送付して下さい。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

「小型家電の再資源化に関するロゴマーク運営事務局」